

# 住まいと心配ごと お金の解消セミナー

聞かなきゃ損する

銀行も  
ハウスメーカーも  
教えてくれなかった  
「家とお金」のハナシが満載。

- 固定資産税が6倍になる? 「空き家対策特別措置法」
- リフォーム代金を贈与しても税金がかからない方法
- 今お金をもらっても、相続のときに税金を払えばOK?
- 相続でトラブルにならない財産の分け方
- 土地の税金を80%OFFする方法
- ...などなど

5月7日(日)  
午前10時~

養老町中央公民館  
2階 第3会議室



何年も上がっ  
てない2階...

家を建てて  
贈与税が  
1200万円  
非課税でした!



おばあさんの  
相続税、  
どうしよう?



息子と同居すると  
相続税が  
安くなるって、  
本当かい?



同時開催

専門家による 個別相談会

セミナー終了後、専門家が空き家対策・リフォーム・相続などについて個別に相談に乗ります。

建築

相続

空き家

登記

税金

解体

リフォーム

古民家鑑定

お申込・お問い合わせ: 養老ユニオン住宅事務局 TEL:090-3952-6813 (担当:佐藤)

今回のセミナー・相談は、私たちが行っています。詳しくは裏面ご参照ください。

## 養老ユニオン住宅 & 古民家再生協会